

令和5年（2023年）

第6回大阪狭山市教育委員会  
定例会議議事録

令和5年（2023年）6月29日 開催

大阪狭山市教育委員会

## 第6回大阪狭山市教育委員会定例会議議事録

令和5年(2023年)6月29日(木)

午前10時 開議

市役所3階 委員会室

### 出席委員(5名)

竹谷 好弘	教育長
山田 順久	教育長職務代理者
田川 宜子	委員
河合 洋次	委員
井上 寿美	委員

### 出席事務局の職員

山田 裕洋	教育部長
寺下 憲志	教育監
浜口 亮	教育部次長兼教育総務グループ課長
塚本 浩二	こども政策部次長兼保育・教育グループ課長
酒谷由紀子	教育部副理事
中本 真司	教育部副理事兼学校教育グループ課長
東野 貞信	社会教育グループ課長
神楽所保則	教育施設グループ課長
森口 健次	歴史文化グループ課長
井上 知久	子育て支援グループ課長
岩間かおり	放課後こども支援グループ課長

### 書記

安達奈津芽	教育総務グループ主幹
山田 修平	教育総務グループ主任

## 議事日程

### 開会

教育長活動報告

### 議事

- 日程第 1 議案第10号 大阪狭山市文化財保護審議会委員の委嘱について  
日程第 2 報告第21号 大阪狭山市いじめ問題調査委員会専門委員の委嘱について  
日程第 3 報告第22号 いじめ防止基本方針の改訂について  
日程第 4 報告第23号 大阪狭山市立東小学校増築工事の契約締結について  
日程第 5 議案第11号 大阪狭山市社会教育委員の退任並びに委嘱について

### 閉会

各グループの報告事項

教育長（竹谷好弘）

それでは、ただいまより令和5年第6回の教育委員会定例会議を開催します。

出席委員数は定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、議事録の署名委員は、規則によりまして、田川委員、それから河合委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

教育長活動報告でございますが、次第を1ページめくっていただきまして、今回6月は議会月でございました。6月1日に本会議初日ということで、27日までの会期でございました。

6月8日に視察（狭山中）とございます。これは、学校図書館を活用した授業の様子を大阪府教育庁が視察をされるということで同行いたしております。

6月15、16日には代表質問、個人質問がございました。教育関連の質問に市の考え、方針等をお答えしております。これはまた後ほどご報告をいたします。

6月17日、大阪府在日外国人教育研究協議会ということで、これは富田林市のすばるホールのほうで全体会に出席いたしました。第31回の研究集会ということになっております。

その他各種会議等に出席をいたしております。

以上でございますが、よろしいでしょうか。

それでは、早速ですけれども、議事に移りたいと思います。

本日の議案でございますが、日程第1、議案第10号、大阪狭山市文化財保護審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

歴史文化グループ課長（森口健次）

歴史文化グループより説明させていただきます。

それでは、日程第1、議案第10号、大阪狭山市文化財保護審議会委員の委嘱についてご説明いたします。

議案書の1ページ、2ページをお願いいたします。着座にて失礼します。

大阪狭山市文化財保護条例に基づき設置しております文化財保護審議会の委員の任期が令和5年7月22日で満了することに伴いまして、7人の委員を再任し、新たに歴史地理学をご専門にされる京都府立大学准教授の上杉和央氏を加え、合わせて8人の委員を委嘱いたしたく提案するものでございます。

任期は、令和5年7月23日から令和7年7月22日までの2年間でございます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議いただき、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

続きまして、日程第2、報告第21号、大阪狭山市いじめ問題調査委員会専門委員の委嘱についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育部次長兼教育総務グループ課長（浜口亮）

それでは、日程第2、報告第21号、大阪狭山市いじめ問題調査委員会専門委員の委嘱についてご説明させていただきます。

資料は3ページから4ページでございます。

大阪狭山市いじめ問題調査委員会につきましては、昨年12月の教育委員会からの諮問に基づ

き、現在も調査を進めているところでございますが、関係者への聴取や収集した情報の検証等、調査の補助に必要であるため、資料4ページに記載の方を専門委員として置くこととし、令和5年6月12日に委嘱させていただいたものでございます。

なお、任期につきましては、条例の規定によりまして、委嘱の日から当該調査が終了した日までとなります。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしくお願いたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

続きまして、日程第3、報告第22号、いじめ防止基本方針の改訂についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育部副理事兼学校教育グループ課長（中本真司）

それでは、日程第3、報告第22号、いじめ防止基本方針の改訂についてご説明いたします。

着座にて失礼します。

資料は、別紙資料でございます。

今回の改正は、令和5年2月7日付の文部科学省通知「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」と令和5年3月10日付の文部科学省事務連絡「いじめ重大事態に関する国への報告について」によるものでございます。

1つ目の「いじめ問題への的確な対応に向け

た警察との連携等の徹底について」の趣旨は、重大ないじめ事案等における警察への速やかな相談、通報の徹底やいじめ対応における児童生徒への指導、支援の充実、保護者への普及啓発などいじめ問題への対応に当たり、改めて確認、取組の徹底を図るものでございます。

また、2つ目の「いじめ重大事態に関する国への報告について」の趣旨につきましては、令和5年4月1日より、文部科学省はこども家庭庁とともに各学校または学校の設置者が行ういじめ重大事態調査について必要に応じて助言等を行い、運用、改善を図るなどの取組を行うこととしているため、いじめ重大事態の発生に関する報告、いじめ重大事態調査の開始に関する報告、いじめ重大事態調査報告書の提出が必要になるものでございます。

それらを踏まえ、加筆修正した部分を別紙資料の中で赤色の文字でお示ししております。

5ページをご覧ください。

関係機関との連携について、いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について追記しております。

6ページの下段、早期発見のための措置といたしまして、現在取り組んでいますAIを用いたスクリーニングシステムについて追記しております。

続きまして、9ページをご覧ください。

重大事態の報告について、大阪府教育庁を通じて文部科学省に報告することを追記いたしました。

また、9ページの下段から10ページ上段にかけて、重大事態の調査主体や調査を行うための組織についても、個別の事案ごとに判断していくことを明記いたしました。

最後に、12ページをご覧ください。

追記した概要に合わせて、フロー図につきましても変更いたしました。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問ございませんでしょうか。

井上委員。

教育委員（井上寿美）

改訂される中身に関しては、了解というか特に質問というものはないんですが、この改訂の機会にちょっと皆さんでご検討いただきたいなと思うことがございまして、お話しさせていただいてもよろしいでしょうか。

3ページのところで、いじめの定義で米印があって、「『児童等』とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう」という、すごくもうスタンダードに定義を書き込んでいるんですけども、これですと、例えば就学前の子どもたちで特に保育現場にいる子どもたちです。幼稚園の場合は学校というふうに入るのかもしれませんがけれども、こども園とか保育所の子どもたちが対象にはなっていないところがございます。

それで、以前、大津市で公立の保育園に通う子どもがLGBTQですごくいじめられて、そのことに対して親御さんが大津市に調査するようとおっしゃったときに、最初の段階では、この定義に当てはまらないから、そういう出来事が起こっていたということは取りあえず認めるけれども重大事態には当たらないんだということで一旦市のほうが調査をしないという決断を下し、その後、第三者委員会が動いて、報告書も出ておりますけれども、やっぱりこの定義が、児童等とは学校に在籍する児童または生徒をいとなれば、そういう大津市のような意見も出てこざるを得ないよねというふうに思ってしまうと、ここをもう少し、何か学校に在籍する児童または生徒「等」を入れるとか、

ちょっと柔軟な一言が入っているとあらゆる子どもたちが対象になるのではないかなと。そういった大津市の報告書を読ませてもらっても、就学前の段階であってもやっぱりいじめというのは起こり得ます。

だから、まだ子どもが幼いからいじめは関係ないということにはならないので、今回は国のほうからのを受けてのいろいろな改訂なので、今すぐに議論してどうこう、今回のこの中身を変えてくださいということではありませんが、ちょっと継続的にご議論いただいて、あらゆる全ての大阪狭山市の子どもたちが対象になるようなものに変えていただけないかなというお願いと意見です。よろしく申し上げます。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育部副理事兼学校教育グループ課長（中本真司）

失礼いたします。一応ここに書かせていただいているのは、いじめ防止対策推進法の法の中の文言を用いて一応書かせていただいております。

ただ、やはり子どもという大きなくくりで、やはりいじめ防止という観点から、そのあたりのことはやっぱり断続的に考えていかななくてはいけないとは思っております。国の動向含めて、この後また引き続き考えていきたいと思っております。

以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

ほかに何かご意見は。

教育委員（河合洋次）

質問なんですけれども、重大事態への調査主体ということで、学校が主体となる調査、あと大阪狭山市教育委員会が主体となる調査というふうにあるんですけれども、それぞれ個別に事案ごとに対応しますよというふうに今説明いた

いただきました。

それで、この2つの調査の具体的な違いというのはいかなる点にあるのかということをお教えいただけますか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育部副理事兼学校教育グループ課長（中本真司）

学校が主体となる調査、特にこの2号事案に関してですけれども、不登校という性質上、やはり学校が窓口になって、当然教育委員会としてもサポートはしてはいくんですけれども、学校が聞き取りの主体となっていくという機会が多いので、学校主体という形になっております。

もう一つの委員会のほうが主体というのは、もう学校との関係性が完全に崩れてしまって、保護者との中で。そういった、もう手がつけられなくなっているときというのは教育委員会が主体かなというふうに考えております。

教育委員（河合洋次）

ありがとうございます。

またこの制度の改訂というか、追記になっておりますので、また各学校のほうに十分周知のほうよろしく願いいたします。

以上です。

教育長（竹谷好弘）

ほかに何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにないようでございますので、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

続きまして、日程第4、報告第23号、大阪狭山市立東小学校増築工事の契約締結についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育施設グループ課長（神楽所保則）

報告第23号、大阪狭山市立東小学校増築工事の契約締結についてご説明いたします。

資料は6ページから8ページとなっております。

本件につきましては、公立学校施設整備費国庫負担金を活用し、実施するものでございます。

今月22日に入札が行われ、翌日の23日付で仮契約を締結しておりましたが、予定価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決が必要となる金額となることから、6月27日に開催されました6月定例会議の本会議最終日に契約締結に関する議案を上程させていただき、本契約の議決をいただきましたのでご報告をさせていただきます。

契約の内容でございますが、契約の相手方につきましては、堺市北区南花田町36番地1の大容量建設株式会社でございます。

契約金額は、税込みで2億6,797万7,600円でございます。

工期は、議会議決日の翌日から令和6年3月31日まででございます。

工事の主な内容につきましては、軽量鉄骨造りの2階建て3教室の校舎の増築及び既存の多目的室の改修工のほか、同工事に伴う電気設備、機械設備工事などでございます。

資料8ページの斜線部につきましては、施工箇所を示しております。

説明は以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

続きまして、追加議案でございます。

日程第5、議案第11号、大阪狭山市社会教育委員の退任並びに委嘱についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

社会教育グループ課長（東野貞信）

社会教育グループにて説明いたします。

日程第5、議案第11号、大阪狭山市社会教育委員の退任並びに委嘱についてご説明申し上げます。

資料は、追加議案書の資料2ページをご確認ください。

大阪狭山市社会教育委員は、令和5年4月の第4回定例会の議案で選任の承認をいただき、令和5年5月1日から令和7年4月30日までの2年間の任期を委嘱しているところでございますが、委員の河田和仁氏から大阪狭山市社会教育委員の退任の申出がございました。

あわせて、委員の選定に当たり、河田氏をご推薦いただいております大阪狭山市PTA連絡協議会より、新たに村上優樹氏の推薦がございましたので、河田氏に代わり、村上氏を社会教育委員として委嘱したく、今回議案として提出したものでございます。

なお、村上氏に社会教育委員を委嘱した場合の任期は、大阪狭山市社会教育委員条例第3条ただし書のとおり、前任者の残任期間であるため、令和7年4月30日までとなります。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして何かご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

ないようでございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

本日の議案は以上でございます。

これもちまして、教育委員会定例会議を閉会いたします。

以上

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、署名する。

教育委員会教育長

教育委員会教育長職務代理者

教育委員会 委員

教育委員会事務局職員